

令和3年度下関市プレミアム付商品券発行並びに運営補助業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

下関商工会議所が実施するプレミアム付商品券事業（以下「商品券事業」という。）において、プレミアム付商品券の作成、商品券の販売及び換金事務に必要な物品などの作成等を包括的に委託することで、円滑な業務の実施並びに各種事務処理の効率化を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名称 下関市プレミアム付商品券発行並びに運営補助業務
- (2) 履行場所 下関市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年12月31日まで
- (4) 業務内容 「令和3年度下関市プレミアム付商品券発行並びに運営補助業務仕様書」のとおり

3 予算

見積り限度額 47,800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 日程（案）

内 容	日 程
プロポーザルの公告	令和3年2月8日（月）
説明会参加申込書提出期限	令和3年2月12日（金）
説明会の開催	令和3年2月15日（月）
プロポーザル参加申込書提出期限	令和3年2月22日（月）
質問の受付期間	令和3年2月8日（月）～2月18日（木）
質問に対する回答	随時回答
企画提案書提出期限	令和3年2月22日（月）
プレゼンテーションの開催	令和3年2月25日（木）
選定結果の通知	令和3年2月26日（金）

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 下関商工会議所の会員事業所であり、会費を完納していること
- (2) 下関市内に本社があること
- (3) 主たる業として印刷を行っていること

- (4) 説明会に参加した者であること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

6 説明会

- (1) 開催日時 令和3年2月15日（月）10時
- (2) 開催場所 下関商工会館3階 第3研修室
（下関市南部町21-19）
- (3) 参加者 各社3名以内

7 説明会参加申込

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル説明会参加申込書（様式1）
- (2) 提出方法 持参又はFAX
※FAXにより申込の場合は、事務局に着信を確認すること。
- (3) 提出期限 令和3年2月12日（金）正午 必着
- (4) 提出先 15に記載の事務局

8 プロポーザル参加申込

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル参加申込書（様式2）
- (2) 提出方法 持参又はFAX
※FAXにより申込の場合は、事務局に着信を確認すること。
- (3) 提出期限 令和3年2月22日（月）正午 必着
- (4) 提出先 15に記載の事務局

9 質問の受付及び回答

- (1) 質問
 - ア 提出様式 質問書（様式3）
 - イ 提出方法 持参又はFAX
※FAXにより申込の場合は、事務局に着信を確認すること。
 - ウ 受付期間 公告の日～令和3年2月18日（木）正午必着
 - エ 提出先 15に記載の事務局

(2) 回答

- ア 回答方法 説明会参加申込者全員に電子メールにて回答（申込書に記載のEメールアドレス宛に通知）
- イ 回答日 随時回答

10 企画提案書類の提出

- (1) 提出書類 企画提案書（様式4）、見積書・企画資料（任意様式）
※見積書は項目ごとの積算及び人件費相当額が明らかになるよう作成すること。また、業務内容について、受託候補者が独自の提案を行う場合は、当該提案項目に係る見積額が明確となるよう作成すること。
- (2) 提出部数 正本1部、副本7部
- (3) 提出期限 令和3年2月22日（月）必着
- (4) 提出方法 持参
- (5) 提出先 15に記載の事務局

11 審査方法

(1) 審査基準

「令和3年度下関市プレミアム付商品券発行並びに運営補助業務に係る評価項目及び評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ア 日程 令和3年2月25日（木）
（日時等の詳細については別途通知する。）
- イ 実施場所 下関商工会議所 談話室
（下関市南部町21-19 下関商工会館2階）
- ウ 参加者 各社3名以内
- エ 実施時間 45分以内（※セッティング・撤去に係る時間を含む。）なお、実施時間の配分は下表のとおり。
- | | |
|-----------|-----|
| プレゼンテーション | 20分 |
| 質疑 | 20分 |
| 審査表の記入 | 5分 |
- オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター
※それ以外の必要な物品等については、企画提案者の負担にお

いて用意することを妨げない。

カ その他 プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。

(3) 候補者の選定方法

ア 下関商工会議所が設置した審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価項目を評価する。

イ 総合点が最も高い事業者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いる場合には審査員の協議により選定する。

エ 上記ウにかかわらず、総合点が評価点全体の60パーセント未満の場合には候補者又は次順位候補者として選定しない。

1.2 選定結果

選定結果は、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に通知する。

1.3 契約締結に向けての協議

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行ったうえで、見積書の提出を求め、契約を締結する。

(2) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報保護法に基づきこれを適切に取り扱うこと。

1.4 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返還しない。

イ 提出期限後の訂正、差し替えは認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複写する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を下関商工会議所に請求することはできない。

(3) 参加事業者の一部業務の再委託は可能とする。ただし、包括的な再

委託は認めない。

- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たなくなつた場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があつた場合又は不備があつた場合
 - ウ 実施要綱に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があつた場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかつた場合
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。
- (6) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約の相手方となつた者が作成した企画提案書については、下関商工会議所が必要と認める場合には、下関商工会議所は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができる。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.5 提出・問い合わせ先（事務局）

下関商工会議所経営支援部 担当：阪本・宇原

〒750-8513

下関市南部町21-19 下関商工会館2階

TEL：083-222-3333

FAX：083-222-4094

※持参の場合の書類の受付は、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の正午から午後1時までの間を除く。

1.6 施行期間

本要領は、令和3年2月8日から施行し、本業務の契約の締結をもって、その効力を失う。

1.7 その他

本業務については、下関市の令和2年度2月補正予算の採決を前提とする。